

採用側が学校司書に求める役割 ～教育委員会を対象としたケーススタディ調査より～

Roles of School Librarians Required by Local Boards of Education

～ Based on a Case Study ～

伊藤真理 安藤友張 野口武悟

ITOHI Mari ANDO Tomoharu NOGUCHI Takenori

要旨

本研究では、学校司書採用を積極的に実施している、もしくは文部科学省のモデルカリキュラム修了を採用の際の資格要件の1つとして考慮している教育委員会事務局の担当者を対象とした半構造化面接調査によって、学校司書の役割に対する認識について把握することを目的とする。

各調査協力者の自治体における学校司書配置の促進での直接的・間接的な要因をふまえ、学校図書館の学習・情報センター機能に果たす学校司書の役割について、学校司書採用時の資格要件設定の理由、地域教育プランやICTとの関連、研修や能力評価の観点から検討した。

キーワード：学校司書、モデルカリキュラム、内部質保証

1. はじめに

1953年に制定・公布された学校図書館法は、2023年に70周年を迎えた。同法では「学校図書館の専門的職務を掌る」ために司書教諭の配置が規定されていたものの、「当分の間」配置が猶予されることとなった。1997年の同法改正で、ようやく12学級以上の規模の学校に司書教諭を必ず置くこととなった。同法制定時から、配置が猶予された司書教諭とは別に学校図書館の実務を担当する職員を配置する事例が存在した。現在の「学校司書」に相当する職員である。こうした職員については、2014年の同法改正（以下、2014年改正）において、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」である「学校司書」として同法に明記された。したがって法律上では、学校図書館の担当職員は、司書教諭と学校司書の二職種体制である。「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質の向上方策等について」報告¹⁾では、学校司書（同文書では学校図書館担当職員）の職務などを整理している。

このように学校司書の社会的位置づけの整備は進んでいるものの、学校司書の配置は2014年改正においても努力義務である。学校司書の安定的な任用と専門職としての職務について継

続的に追究することが求められている²⁾。学校司書養成として文部科学省から提示された「学校司書のモデルカリキュラム」(以下、モデルカリキュラム)³⁾についての精査は重要であり、モデルカリキュラムの内容や妥当性の検討、質保証などについて研究が行われている⁴⁾。

本研究グループでは、人材採用を担う教育委員会の視点を重視しながら、公立学校に配置される学校司書に関して、モデルカリキュラムに基づく養成教育の内部質保証について研究を進めている。当グループが2019年に実施した都道府県、特別区、市の教育委員会への質問紙調査(以下、2019調査)の結果では、各自治体の教育委員会で考えられている学校司書の担当業務や資格要件についての認識が多様であり、個々の自治体独自に配置・任用に関する施策が決定されていることが示唆された⁵⁾。2020年以降、会計年度任用職員制度が導入され、さらに同時期での世界規模のCOVID-19の蔓延および政府によるGIGAスクール構想推進など、環境の変化による学校図書館への影響が生じたと考えられる。こうした状況に伴って、学校司書の役割の変化の可能性も考えられるであろう。本稿ではこれらの点を考慮しつつ、学校司書配置の状況を確認しながら、学校司書の役割に対する採用側の認識を整理・分析することを目的とする。学校司書配置に積極的な姿勢を持つ自治体の教育委員会を対象に、学校司書の配置や職務の現状に対する考えを把握するための面接調査を実施した。

なお、公立学校における学校司書の「任用」という表記について、文献によっては「雇用」と表記している場合がある。公務員の場合は、私法である民法が規定する「雇用」の概念が適用されない。次章でとりあげた文献において、表記が「雇用」となっている場合は、修正せずにそのままとした。

2. 学校司書の職務に関する先行研究

本章では、学校司書がどのような職務を担うべきであると考えられているかについて、先行研究で示された課題とともに概観する。海外の学校司書に関する職務分析では、COVID-19を経た新たな視点による研究がなされているが、日本では二職種体制や不安定な身分での任用など、学校司書を取り巻く環境や条件が他国と異なるのは周知の通りである。そのため、本稿では国内の文献を対象とする。

日本図書館情報学会では、会員が中心となって科学研究費基盤研究として、2003年度～2005年度、2006年度～2009年度、2010年度～2014年度の3期にわたり、情報専門職養成に向けた図書館情報学教育体制について研究を行った(それぞれLIPER, LIPER 2, LIPER 3)。学校司書の職務に関しては、LIPER 学校図書館班により小・中・高等学校を対象とした図書館業務の現状認識の把握調査が行われた。そしてLIPER 2期間中に、学校図書館担当者の職務や役割についての現状と意識に関して、現職者の視点から実証的に職務内容の現状を把握することを目的とした調査が実施された⁶⁾。ここでの調査では、小学校と中学校の図書館担当者を対象として、特に学習・情報センターとしての職務を全体的に捉えることが意図された。当研究成果では、小学校の学校図書館担当者の職務が、中心的業務、基本的業務、選択的業務、周辺の業

務の4階層と図書館の計画的運営、学習メディアの組織化、学習支援サービスの充実の3領域の4階層3領域として、中学校では先にあげられた4階層の構成モデルとして整理された。図書館担当教師と学校司書のあいだには職務の必要性についての認識に違いがあることも指摘された。

平久江・中島・小竹は、国際比較調査の一環として高等学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）の職務意識について、両者の意識の比較により日本の現状を調査している⁷⁾。その結果、学校図書館担当者は専門的なスキルを要する役割を意識して業務を実践していること、しかし役割の重要性と現状に乖離が見られ、教師との協力・協同が限定的なことや、特に学校司書は職場環境に不満を感じていることが明らかにされた。

高橋は、学校図書館法改正で12学級以上の学校に司書教諭を置くことが規定された1997年から学校司書が法律に明記された2014年までを対象として、関連文書における学校司書の職務の変遷を分析している⁸⁾。関連文書と学校司書の勤務実態の両面から学校司書の職務内容の変化について検討して、両者の乖離について示しており、文部省（現文部科学省）の現場に対する理解の低さを指摘するとともに、学校司書の必要性に対する理解も広まったことを認めている。特に、「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質の向上方策等について」報告の中に「教育指導への支援」に関する職務が入ったことを大きな特徴としてあげている。しかし、2014年改正時の附帯決議にある継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めることという事項が、学校司書雇用において大きな課題となっていることを指摘している。

学校司書の担当職務の実態については、特定地域を対象とした報告がある。2014年改正以降、学校図書館が読書センター、学習センター、情報センターの機能を担うとされていることをふまえて、これからの学校図書館職員の人材として学習支援の観点での検討がなされている。江竜は、自身が現職司書教諭としての立場から、学校司書には学校教育を理解して実施すべき職務を遂行することを期待するとともに、教員サポートのための職務がますます重要になると述べている⁹⁾。また、山口・望月は沖縄県内の小中学校司書を対象として、調べ学習での支援業務の実施状況を調査している¹⁰⁾。当研究は一地域の事例であり、調査報告にとどまっているものの、学校図書館先進地域と呼ばれている県において、調べ学習の計画段階での助言や実施段階での指導および実施後の評価などについて、学校司書による積極的な意識が見られない結果が示されたことは看過できない。

吉澤・平久江は、教員の側から司書教諭・学校司書の学習支援に関する職務について、質問紙調査結果の分析に基づき考察している¹¹⁾。校種にかかわらず学習支援への要望は類似しているが、中学校よりも小学校の方が要望の度合いが高く、特に司書的な職務に対して要望が強いこと、読書指導と教科指導は不可分と捉えて学校図書館の授業活用法についての関心が高いが、担当者の業務負担増への懸念から期待と現実の差異を強く感じていることが明らかにされた。

その他に、学校司書による職務に対する意識の観点から考察した研究がある。稲田は、学校司書現職者に対して、正規と非正規雇用の別に職務への満足度を調査して、その要因を考察している¹²⁾。正規雇用では研修制度、非正規雇用では年齢が満足度を左右することが示された。学校司書にもアクティブ・ラーニングを効果的に進めるための役割を担うことが求められているが、当調査結果に基づけば、現状では非常に困難である。また、青山・藤村は、職務経験豊富な学校司書を対象とした面接調査を実施して、学校司書の位置づけが不明瞭なために業務を遂行しにくく、教員への働きかけが困難であることを指摘している¹³⁾。野口は、キャリアを断念した学校司書を対象として職務に対する認識がどのように変化したのかについて着目してインタビュー調査を実施した¹⁴⁾。当調査結果でも学校司書の立場の限界が仕事に積極的に従事することに影響している事例が見られたとともに、教育活動支援への意識の高まりも確認できた。これらの研究成果は、学校司書の職務への意識に関する現状の把握とあわせて、適切な職務のあり方を考察する一助となる。

全国学校図書館協議会（以下、全国SLA）は、2019年に“理想的な協働のありかた”¹⁵⁾を検討し、「学校図書館に関する職務分担表」を作成¹⁶⁾した。全国SLA「職務分担表」では、学校図書館法改正や文部科学省による答申「チームとしての学校」¹⁷⁾がふまえられている。“職務のくくりを細分化したことと、学校図書館に関わる仕事・役割の担当者を、司書教諭や学校司書だけに任せないという方向転換をし”¹⁸⁾て検討された。この「職務分担表」の内容は、川瀬・西尾・北によって、主に分担表構成の構造に関して検討されている¹⁹⁾。

職務で必要な知識・技術に基づく研究では、仲村らが経験や活動の豊富な学校司書を対象としたインタビュー調査を実施して詳細な分析を行い、モデルカリキュラムの内容の妥当性を検討している（但し、改正前のモデルカリキュラムを対象）²⁰⁾。その結果、モデルカリキュラムでは、「子どもの文化」に関わる内容が不足しており、一部に司書養成課程科目を適用していることとの関連性も示された。また、除外されているが必要と思われる内容には、図書館全般に関する基礎的な知識・技術や歴史、法規や制度、公共図書館に特化した事項や児童サービスが含まれていた。これらの内容は、学校司書を対象とした自主的な研修計画において参照できると考えられる。

以上のように、司書教諭や学校司書の立場から職務の現状や意識を把握・検討する研究はすすめられてきたが、任用側であり資質向上のための定期的な研修企画を担う教育委員会による学校司書に対する現状認識などはいまだ明らかとなっていない。

3. 教育委員会事務局を対象とした面接調査

3.1 調査の概要

本調査では、学校司書の役割について担当する職務の観点から採用側の教育委員会での認識を検討することを目的とした。そこで、2019調査の結果で判明したモデルカリキュラム修了を採用の際に資格要件の1つとしているもしくは予定しているとの回答に基づき調査対象を選定

し、協力を得られた5自治体教育委員会事務局を対象として、半構造化面接法により調査を実施した。調査協力者は学校図書館担当指導主事などで、調査参加人数は自治体によって1～2名だった。2022年7月～9月に、調査者3名（1件のみ2名）によりウェブ会議システムを使用して調査を実施した。ケーススタディとして実施することによって、採用側の教育委員会によって学校司書が担うことが望ましいと考える職務について、より詳細な情報を把握することが可能となると考えた。本調査では、各自治体での状況の理解を深めるために、学校司書配置のための整備の経緯、採用での資格要件や任用後の研修内容についても確認した。なお、全ての調査協力者から本調査の実施について、事前に同意を得た。各調査協力者の回答は、当該自治体における学校図書館行政（学校図書館施策）を担当する立場での公人としての発言である。調査結果については、調査協力者が所属する自治体名を特定できないように配慮した。

本調査では、調査協力者が事前に回答の準備が可能となるように、面接調査依頼時に主な質問項目を提示した。内容は、学校司書配置の経緯、採用における資格要件とそれに対する認識、会計年度任用職員制度による学校司書採用への影響、能力評価実施の有無、学校図書館活用を促す地域教育プランの有無とその内容、COVID-19による学校司書の職務への影響や学校司書研修の状況についてである。各調査は約1時間で、承諾を得て調査内容を録音した。録音された発言内容は全て文字起こしを行い、その内容について調査協力者による確認を行った。

上述の通り、本調査対象は2019調査結果に基づき選定しており、質問内容もその結果を一部参照している。したがって、調査結果に先立ち本調査対象の現状を示しておくことは面接調査での回答を分析する際にも役に立つと思われる。以下に、2019調査の回答内容を整理して、今回の調査協力者の自治体から得られた回答を要約して示す。

本調査協力者の自治体では、1件を除き学校司書を全校配置しており、3件が開始から10年以上経過している。学校司書の身分について、正規職員として任用する事例は全くなかった。いずれも非正規又は民間企業の委託職員（契約社員）で、2件は専任職員である。採用に際し応募者に求める資格には、組み合わせは異なるが、司書、司書補、司書教諭が含まれている。先述したモデルカリキュラム修了を採用の際の要件の1つとしている自治体は2件である。

学校司書の業務として、教科等の指導に関する支援、読書推進活動、資料整理や学校図書館の運営が重視されていた。これらの業務への期待は、学校司書に求める資質能力においても同様であった。その他の学校司書に求める資質能力としては、児童生徒、教職員、公共図書館を含む地域との連携があげられた。学校司書に対して情報処理に関する専門的な知識や技能を求めている回答は1件だけだったが、時代とともに変化する学校図書館の働きへの理解と、そのための知識や技術の養成が大学教育に期待されていることが示された。ただし、これらの回答は2019年調査時点のものであり、本調査実施の際には調査回答を担当した責任者が変更している可能性があるため、本稿ではあくまでも参考情報として位置づける。

3.2 調査結果

本節では、教育委員会による学校司書の役割への認識について、学校司書配置の背景と会計年度任用職員制度導入後の任用への影響やコロナ禍を経た学校図書館での職務の状況を確認し、募集・採用での資格要件の設定、学校図書館活用を促す教育プランやICTとの関連、研修や能力評価の内容などに関する回答をまとめる。

(1) 学校司書配置の背景と現状

2019調査結果のとおり、本調査協力者の自治体では学校司書配置の先進的な例である場合が含まれる。これらの自治体における学校司書配置の経緯では、配置促進の直接的な要因は、組織の長による主体的な意思決定が強いことがわかった。その中で、2014年改正によって学校司書が法的に位置づけられたことを受けて、従来のボランティアからの切り替えを決定した自治体も見られた。さらに、学校司書の法的な位置づけが市議会で取り上げられ、市民からの要望をふまえてさらに理解がすすみ、「学校図書館図書整備等5か年計画」による交付税措置を活用して配置の予算化が実現できた事例があった。しかしながら、国から示されている1校4時間、1人1.5校担当を実現するためには、安定的な予算確保についての課題が残されている。

会計年度任用職員制度導入後の学校司書の労働条件・待遇については、上限を設定した1年ごとの契約更新が継続されており、従来とほとんど変化がなかった。ある自治体では、職員としての明確な位置づけがなされたことや期末手当の支給という利点があった一方で、このことのために勤務時間を削減せざるを得なくなったこと、にもかかわらず業務量は減らないため任用への不安につながったという現実も示された。

各調査協力者の自治体での学校司書の担当職務の内容について、資料整理などの職務をはじめ、学校図書館の運営を担当していることを確認した。コロナ禍を経た現場での担当職務で追加されたことについては、授業支援として電子版副読本作成や教員との情報共有が発展した事例が紹介された。学校図書館の活用では、静かな読書の場としての使い方があることもあげられた。しかしながら、児童間で資料の共有ができないために学校図書館の利用が減少し、調べ学習の活動では、印刷メディアの図書館資料よりもタブレット端末の利用増加へと移行したことも指摘された。

その一方で、いまだ不十分な情報環境のために、配布されているタブレットが活用できず、際立った変化がなかった場合もあった。このような状況下では、感染防止対策の作業以外の対応として、読み聞かせを工夫することに留まり、学校司書の役割について根本的な変化は見られなかった。人との接触の制限などから、学校司書が対応できないことが増加し、ストレスが懸かってしまう結果となっていた。

(2) 資格の要件

本調査協力者の自治体が、特に学校司書募集時に要件としてモデルカリキュラム修了を積極的に位置づけていく姿勢を示している場合、その理由として、教育委員会での指導・研修体制が十分とはいえない状況があげられた。そのため、同カリキュラムの活用を考えていることが

紹介された。また、図書館法が定めた司書資格は公立図書館司書のための任用資格であることから、学校図書館に特化した、学校司書のための養成科目が設定されているモデルカリキュラム修了は理想的である。そのような認識を持っていたことが分かった。

しかし、学校司書の応募状況が必ずしも活発ではない自治体においては、応募者側が資格要件を理由に応募を躊躇することが懸念され、司書・司書補や司書教諭などの資格要件の選択肢を増やして応募しやすくする工夫をしたり、募集を幅広く展開していくために特定の資格に限定しないという方針をとったりしている現状が見られた。

(3) 教育プランや ICT との関連

各自治体の教育プランにおける学校図書館の活用促進に関して共通する事項は、「子ども読書活動推進計画」と連動した読書支援の充実だった。学校司書の継続的な配置と教員も含めた学校図書館活用のための研修の充実も項目に掲げられ、学校図書館を活用した研究推進を方針に含めた調査協力者の自治体もあった。学校単位でみた場合では運営計画を学校司書に相談しながら教員が作成し、活用モデルとして学校間で共有している事例が見られた。学校図書館の学習・情報センター機能の充実の重要性を認識し、読書支援を中心とした従来の「図書協力員」との違いについて検討中との自治体もあった。

探究学習支援のためには、教員や学校司書による様々な資料の収集と提供、および ICT の自発的な活用の推進を明示している場合があった。学校司書と情報通信技術支援員（以下、ICT 支援員）との連携を研修で取り上げて、ICT 支援員が授業支援も行う場合での互いの役割を確認していた。他方で、上述の活用モデルを共有している事例では、学校図書館の学習・情報センター機能の中で ICT 活用の部分を切り離して考えており、いまだ検討段階に留まる現状も確認された。コロナ禍を経た GIGA スクール構想の早期実現を背景として、読書と ICT のベストミックスが模索されるなかで、学校図書館にも積極的な ICT 活用が求められる。一方で、ICT に対する拒絶反応を示すベテラン学校司書へのサポートの検討が必要となっているといった課題があげられた。

(4) 研修、能力評価

学校司書対象の研修は、その実施方法や内容などについて調査協力者の自治体ごとに異なっており、独自に工夫していた。活発な自治体では、毎月テーマを変えて学校司書対象の研修を企画し、例えば初級レベルといった経験年数別の研修を年数回行ったり、教員と学校司書合同の連携研修を実施したりしている。現場での連携体制の強化に鑑みて、対象者別ではなく勤務地域別にブロックを定めた研修を実施している例もある。学校司書が読書支援以外の役割も積極的に担うべきであるとする自治体は、研修を体系的に計画して、実施回数も多く内容も充実している。また上述とは趣旨が異なるが、一般市民を対象として学校司書への関心を高める目的のための講演会を開催している場合があった。加えて、外部機関開催の研修を活用することや、学校図書館現場への研修受講を促進する態勢が必要であるとの意見も得られた。

表 1 は、学校司書を対象とした研修テーマについて、調査対象となった自治体を区別せずに

抽出して、調査者がカテゴリ別にまとめたものである。カテゴリ化に際しては、モデルカリキュラムの主たる内容²¹⁾を参照した。全対象で共通していたテーマは、パスファインダー作成、学校図書館オリエンテーション、調べ学習支援であった。加えて、児童への精神的な支援も取り上げられており、場としての学校図書館の機能を重視することに通じるといえる。

表1 研修テーマ

内容	テーマ
学校図書館の教育的意義	学校図書館活性化
	GIGAスクール構想と学校図書館
	場としての学校図書館
教育行政と学校図書館	教育プラン解説
相互協力とネットワーク	公立図書館との連携
出版	本の力
	児童書の出版
コレクション形成	選書
資料管理	資料修理
	分類・排架
利用ガイダンス	オリエンテーション
読書支援	読書活動推進
	ポップ作成
学習支援	情報活用力の育成
	タブレットの活用
	授業支援
行事	イベント事例紹介
特別支援を必要とする児童生徒への理解	特別支援教育での学校図書館
	読書バリアフリー法
広報	学校図書館便り作成等、広報活動
二次資料の整備	人物紹介資料作成
	パスファインダー作成
情報サービス	新聞の活用
	著作権
学習指導での学校図書館活用	授業での学校図書館活用
読書と心の教育（読書の習慣形成を含む）	発達段階に応じた読書と学校図書館の活用
読書指導	読み聞かせ
	アニメーション
	ブックトーク
	ビブリオトーク
	新刊紹介
	課題図書紹介
その他	モデル配置校実践報告
	学校図書館訪問

学校司書の継続的な任用での客観的な能力実証方法²²⁾では、再任用時での面接や論文課題の実施による方法のほかに、これまでの経験をふまえた学校図書館の活用に関する自己推薦文によって評価したり、学校長らによる個人面接や書類での勤務評価を参考にしたりすることによって、能力評価を代替するなどの工夫がなされていた。学校司書の任期が定められていることから、再任用時を定期的な確認ができるという機会として活かしていると考えられる。

4. 考察

上述のとおり、本調査では学校司書配置や人材育成への理解度が高いと考えられる協力者らに対して聞き取りを実施した。学校司書配置が進んでいる自治体においても、地方自治体の首長や教育長、および様々なステークホルダーによる理解が重要である。司書教諭とは違って、法律では努力義務の配置である学校司書を継続的に配置するためには、予算確保について工夫を重ねなければならない苦労があることも分かった。調査実施前の段階で、調査者は、人員配置において会計年度任用職員制度の導入により影響を受ける可能性を推測した。しかし、学校司書の勤務時間の削減などの指摘は、同制度に関する一般的な問題点と概ね同じで、学校司書特有の重大な問題が生じている訳ではなかった。このことをふまえ本稿では、学校司書採用時の資格要件、調査協力者らの各自治体で策定している教育プランにおける学校図書館活用の位置づけやICTへの取り組みを通じた学校司書の職務と、自治体で実施している研修や評価の観点から、学校司書の役割を検討した。

本調査協力者の自治体では、地域によって学校司書の人材確保が困難な状況があった。ICTの知識やスキルを求めることは学校図書館の意義に理解のある人材を採用する際の桎梏となり得るため、幅広く募集を展開するために採用時の資格要件も緩やかに設定する必要があった。そして、自治体で策定されている教育プランにおいても、読書支援活動の観点では学校図書館は必ず盛り込まれているが、ICTの活用や情報化という観点では学校図書館との関連性への言及はいまだ十分に検討されていなかった。しかしながら、学校では教育の情報化は必須事項である。学校司書を対象とした研修のテーマに、GIGAスクールや教育プランの理解を深めることや、タブレットを活用した学習支援を含めることによって、必要とされる知識や技術を補えるように工夫している事例が見られた。

学校司書に求められる知識・技術について、先述の仲村らの研究では、学校司書が必要と認識しているにもかかわらず、モデルカリキュラムでは不足あるいは一部扱われる可能性があるという状況であったり、さらに補うべきと考えられていたりする内容が示されている²³⁾。この結果に基づき、本調査協力者の自治体で実施されている研修のテーマを照合した結果が表2である。したがって表2にあげた項目は、モデルカリキュラムによる学校司書養成において不足もしくは補う必要が考えられる内容が、各自治体で実施する研修において取り上げられていることを意味する。不足しているとされた2つの事項はいずれも学校図書館での利用者サービスにおいて要となる内容と考えられる。二次資料、特にパスファインダー作成は、本調査協力者

の自治体では共通して取り上げられていた事項である。当事項はまた、司書養成科目に含めるべき内容としてもあげられていることから、その重要度について一般の認識も深まっていると判断できる。しかし、仲村らの分析結果をふまえると、学校司書が二次資料を作成するような専門的な役割を果たすことに対して、いまだ十分に理解されているとはいえないことになる。したがって、このような実践を伴った内容が研修で実施されていることには意義がある。

部分的に扱われていたり、補うべきであると考えられていたりしている内容は、学校図書館サービスに関連する事項である。読書指導における心の発達との関係、学校図書館の教育的意義と行政との関連、児童生徒への学習支援と教員への学校図書館活用の支援については、モデルカリキュラム科目においてさらに充実させる必要があることが示された。また、アニメーションやブックトークなどの読書指導での具体的な方法も、二次資料作成の例と同様に研修による実践的な充実が必要と考えられていることが分かった。

表2 モデルカリキュラムで不足もしくは補う必要がある内容と研修テーマの照合結果

○モデルカリキュラムで不足と考えられている内容との照合
二次資料の整備
情報サービス
○モデルカリキュラムで部分的に扱われると考えられている内容との照合
読書と心の教育
読書指導
○モデルカリキュラムで補うべきと考えられている内容との照合
学校図書館の教育的意義
教育行政と学校図書館
相互協力とネットワーク
出版
利用ガイダンス
学習支援
広報
学習指導での学校図書館活用

以上のことから、学習支援の観点もふまえて利用者サービスの積極的な実施において学校司書の役割が期待されていることが明らかとなった。しかしながら、学校司書、もしくは学校図書館にどのようにICT活用の機能を持たせるかについてはいまだ明確ではない。本調査のいずれの調査協力者も、学校司書の能力評価においてICTとの関連について明言がなく、むしろいまだ検討中であることの言及がなされていた。コロナ禍を経て加速度的に学校現場で必要とされている教育の情報化への対応で学校司書がどのような役割を担うことが適切であるかを詳らかにすることは、喫緊の課題と思われる。

5. おわりに

本研究では、採用側、すなわち教育委員会が認識している学校司書の役割について、資格要件の設定や当該自治体の教育プランとの関連および実施している研修内容などから現状をふまえて分析した。その結果、利用者サービスでの役割が求められていることが分かった。また、これからの人材養成に向けて、モデルカリキュラムが研修指導体制の代替や学校司書の役割を検討するための材料として期待されている可能性も示唆された。現時点では、学校司書に対する能力評価について基準となるものは特になく、各自治体で無理なく実行できるように独自に工夫されている。モデルカリキュラムが研修の目安になることをふまえると、質保証の基準を示すことで、養成のみならず一定の水準を満たした現場の人材評価への適用の可能性も持つといえる。

その一方で、自治体が学校司書配置の体制に積極的であっても、人材確保において地域の格差が大きく、理想とする資格要件を設定できない現状も明らかとなった。人材の確保、ひいては待遇の改善・向上のためにも、学校司書が読書支援からさらに学習支援や情報活用力育成支援を担う専門的な人材であり、学校に不可欠な存在なのだということが、一般的に広く認識されるようになる必要があるだろう。

現状では、モデルカリキュラムを開講している大学・短期大学が各都道府県に必ず1校以上設置されているわけではなく、受講の機会に地域差が生じていることも検討すべき課題である。本調査協力者から、モデルカリキュラムにもとづく養成科目をどのようにしたら受講できるかとの質問もなされた。ICTを活用した遠隔授業の実施等、受講希望者に対して教育の機会均等を保障する方策を検討する必要がある。あわせて、養成を担う大学側による積極的な情報発信も不可欠であろう。これらの点は、学校司書養成での質保証を主眼とした本研究の範囲を超えた問題であるが、人材養成を研究の目的とする限り、これらのことも視野に入れた検討をしていかななくてはならないと認識している。今後は、2019調査の後継調査、モデルカリキュラムにもとづく学校司書養成を実施している大学の現状把握などをすすめ、これまでの研究成果とあわせて、質保証のあり方を精査していく予定である。

謝 辞

本稿は日本図書館情報学会第71回研究大会（於愛知淑徳大学）において、ポスター発表した内容に加筆修正したものである。御多忙の中、調査に御協力下さったみなさまに深く感謝申し上げます。本研究は、JSPS 科研費 JP19K12701の助成を受けて実施した。

注・参考文献

- ¹ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議. 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質の向上方策等について」報告. 2014. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm, accessed 2023-12-15.
- ² 「学校図書館の「質向上」が 次のステージ～学校図書館法公布70周年記念式典」. 教育家庭新聞健康・環境・体験学習号, 2023年8月21日号. https://www.kknews.co.jp/post_library/20230821_8a, accessed 2023-12-15.
- ³ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）」平成30年8月23日, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm, accessed 2023-12-15.
- ⁴ 例えば, 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一らによる「学校司書養成にかかる「学校図書館サービス論」のシラバスの検討」(情報学, 2018, vol.15, no. 1, p. 114-123) や小田光宏(研究代表者)科学研究費補助金基盤研究(C)「学校図書館職員の技能要件と資格教育のギャップに関する実践的研究」(2014年度～2017年度), 日本図書館研究会図書館学教育研究グループによる調査研究(川原亜希世, 岡田大輔. 学校司書のモデルカリキュラムの実施状況とその課題. 図書館界, 2019, vol. 71, no. 2, p. 135-141), 日本図書館協会図書館情報学教育部会2021年度研究集会(大谷康晴. 学校司書モデルカリキュラムの質保証: 第6分科会図書館情報学教育. 図書館雑誌, 2022, vol. 116, no. 2, p. 72) などがある。
- ⁵ 安藤友張, 伊藤真理, 野口武悟. 学校司書に求められる職務・資質能力等に対する教育委員会の認識: 文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」通知後の調査結果から. 実践女子大学文学部紀要, 2024, 66, p. 35-62.
- ⁶ 平久江祐司. 日本の小学校図書館担当者の職務の現状と意識に関する研究: 学習情報センターにおける図書館担当者の職務構成の在り方. *Library and information science*, 2008, no. 59, p. 1-39.
平久江祐司. 日本の中学校図書館担当者の職務の現状と意識に関する研究. *Library and Information Science*, 2010, no. 63, p. 19-39.
- ⁷ 平久江祐司, 中島正明, 小竹諒. 高等学校図書館担当者の職務意識の特徴: 司書教諭と学校司書の比較調査を基に. 日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集, 2013, p. 53-56.
- ⁸ 高橋恵美子. 1997年から2015年までの学校司書の職務内容の変化: 文部省・文部科学省の見解及び会議報告と学校図書館現場の実態から. 生涯学習基盤経営研究, 2016, 40, p. 19-42. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1390009224623458048>, accessed 2023-12-15.
- ⁹ 江竜珠緒. 学習を支援する学校図書館職員に求められる専門性とその養成. 現代の図書館, 2015, vol. 53, no. 1, p. 19-24.

- ¹⁰ 山口真也, 望月道浩. 調べ学習における支援・指導業務に関する職務区分意識: 沖縄県内の小中学校司書を対象とするアンケート調査から. 沖縄県図書館協会誌, 2010, 第14号, p. 70-85.
- ¹¹ 吉澤小百合, 平久江祐司. 小中学校司書教諭・学校司書の学習支援に関する職務への教員の要望: 質問紙調査の分析から. 日本図書館情報学会誌, 2017, vol. 63, no. 3, p. 141-158.
- ¹² 稲田真理子. 職務満足度からみる学校図書館の現状. 同志社政策科学院生論集, 2017, vol. 6, p. 17-33.
- ¹³ 青山亜希子, 藤村裕一. 学校司書の職務の実態と困難感に関する研究. 日本教育工学会研究報告集, 2019, vol. 19, no. 3, p. 115-122.
- ¹⁴ 野口久美子. 学校司書の職務に対する認識の変容とその過程: 学校司書を辞め、教員に転身した人々の語りの質的分析を通して. 日本図書館情報学会第70回研究大会発表論文集, 2022, p. 49-52.
- ¹⁵ 全国学校図書館協議会. 「学校図書館に関する職務分担表」の発表について. <https://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-175.html>, accessed 2023-12-15.
- ¹⁶ 全国学校図書館協議会. 「学校図書館に関する職務分担表」. 学校図書館, 2019, 820号, p. 62-64.
- ¹⁷ 中央教育審議会. チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）.（中教審第185号）2015.12.21, p.12-13. chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgiclfndmkaj/https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf, accessed 2023-12-15.
- ¹⁸ 磯部延之. 「学校図書館に関する職務分担表」について. 学校図書館, 2019, 820号, p. 60-61.
- ¹⁹ 川瀬綾子, 西尾純子, 北克一. 全国 SLA 「学校図書館に関する職務分担表」（2019年1月1日）の検討: 司書教諭と学校司書. 情報学, 2019, vol.16, no. 1, p.45-55.
- ²⁰ 仲村拓真, 小田光宏, 庭井史絵, 堀川照代, 間部豊. 学校司書モデルカリキュラムによる養成技能の妥当性に関する研究: 学校司書が必要と認識する知識・技術の扱いに着目して. 図書館学, 2018, 112, p. 18-29.
- ²¹ 文部科学省. 学校司書のモデルカリキュラム（平成31年4月1日以降）. chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgiclfndmkaj/https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410290.pdf, accessed 2023-12-15.
- ²² 地方公務員法第15条によれば, 「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定されている。
- ²³ 注20参照.

